

「花岡事件」戦後補償請求訴訟の和解の研究

－「東北アジアの法と政治」共同研究の一環として－

古川 純

1. 「東北アジアの法と政治」共同研究の経緯について

社研・月報本号掲載の諸論稿は、社研グループ研究助成「東北アジアの法と政治」研究会の研究成果の一部である。特に新美 隆論文については、2001年2月に行われた研究会での報告をもとにして、本月報のために新たにまとめ直していただいたものである。

本共同研究は、2000年4月にスタートした「東北アジアの法と政治」グループ研究（研究代表＝石村 修・法学部教授）が母体となっているが、社研総会承認に基づいて2001年4月より、前年度グループ研究の成果を踏まえて同じタイトルの特別研究助成（研究代表＝内藤光博・法学部助教授、2004年3月まで3ヵ年度）に助成方式が変更された。承認された研究計画書によれば、「本研究は、これまでさまざまな機会に東北アジア（主として日本、中国、台湾、韓国）の思想・文化状況を含む法と政治に関する研究を行ってきた所員および研究参与・所外研究員を主体とし、学外の中国法研究者および戦後補償問題を取り扱ってきた弁護士を協力者に迎え、研究活動を予定している。共同研究のメンバーは、内藤代表のほか、石村 修所員（法学部）・大谷 正所員（法学部）・樋口 淳所員（文学部）・古川 純所員（法学部）、小林直樹研究参与、野村浩一所外研究員、高見澤 磨・東京大学助教授（東洋文化研究所）、新美 隆弁護士（東京弁護士会）の計9名である。本特別研究助成の成果は随時発表されるが、最終的には研究の終了とともに、社会科学研究所による「社会科学研究叢書」の1冊として刊行される予定である。

本月報における諸論稿は、2000年度グループ研究助成による研究成果の一部であるが、2000年度グループ研究による主な活動を以下に紹介する。

- (1) 渠 涛先生（中国社会科学院法学研究所民法室、グループ研究の学外の協力者）により「最近の中国の立法事情－物権法草案を中心に－」が報告された。報告では、社会主義市場経済の定着と90年代後半から始まった民法典制定の再開、特に97年以来民法典の起草が本格的にはじめられたことが指摘され、物件法草案起草の背景、物権法立法における主な争点（伝統的大陸法の物権制度との比較、中国現行法との比較など）が紹介された。
- (2) 国際交流協定校の専修大学を訪問された何 芳川先生（北京大学副学長、歴史学者）および李 玉先生（北京大学国際関係学院副院長、信州大学経済学部客員教授、中日関係

史学者)をお招きして「アジア太平洋地域における日中両国関係の歴史的展望」を中心に、意見交換会が開かれた。

- (3) 新美 隆弁護士により「花岡事件戦後補償請求訴訟の和解をめぐって—その経緯と評価」に関する長大な報告をしていただき、原告代理人である新美先生が鋭意努力され、東京高裁(新村裁判長)が主導しながら戦後補償裁判としては画期的な和解(中国紅十字会を参加者とする「信託」制度の活用)を実現するに至った経緯と「信託」制度活用の“発見”に関する法的な評価をめぐって研究会が開かれた。本月報の諸論稿は、その研究会の成果および別の研究会(「アジア平和構想研究会」)における内藤所員・石村所員の花岡事件・和解に関する法的検討の研究発表をもとにしている。
- (4) メンバーが関わったその他の関連する研究活動としては、①戦後補償裁判弁護団連絡協議会(弁連協)における内藤所員の発表「戦後補償問題と国家無答責」、②憲法理論研究会・日韓シンポジウム(韓国・ソウル市、憲法裁判所ホール)への石村・内藤両所員の参加、③北京日本学研究センター創立15周年記念シンポジウム「21世紀日本学研究の方法」(中国・北京市、北京外国語大学)に古川所員が参加・社会分科会でコメント、④「3・1独立運動」日韓シンポジウム(韓国・ソウル市、国民大学)に石村・内藤所員が参加し、内藤所員が司会を担当したことなどがあげられる。

2001年4月新発足の特別助成・共同研究の主な活動は、現段階では以下のとおりである。

- (1) 周 維宏先生(北京日本学研究センター教授、東京大学東洋文化研究所客員研究員、歴史学・社会学者)をお招きして、日本に滞在する中国の日本研究者から見た現代中国論をご報告いただいた。報告では、ちょうど中国共産党内部で進行している最中の論争(江 沢民総書記が昨年2月に「重要思想」として打ち出した「三つの代表」のなかで「党は広範な人民の根本的利益を代表する」とした点をめぐる論争、特にいまや国民経済の4割を動かしているといわれる・市場経済の推進の中で大へんな勢いで生まれた民間企業家を党員として迎え入れるかどうかをめぐる論争)についてインターネットから得た「中国の政治改革」に関する資料(藩岳「政治改革に関する10万言建白書」、曾慶紅の報告書、林炎志の建白書など)を中心に紹介が行われた。
- (2) 李 玉先生(北京大学国際関係学院副院長、中日関係史学者)をお招きして、日本にほぼ1年間滞る中国の日本研究者から見た現代日本論をご報告いただいた。「中国の日本認識について」と題する報告では、近代まで(古代から1868年まで)の日本認識、近代以降の日本認識(第1期=1868年から1915年まで、第2期=1915年から1930年まで、第3期=1931年から1945年までに区分)、現代中国の日本認識(第1期=1945年から

1978年まで、第2期=1979年以降だが第2期を1980年代末あるいは90年代初めまでを第1段階、90年代初めあるいは90年代中期以降を第2段階に区分)とする時期区分のもとに、それぞれの時期の日本認識をあらわす主な文献・資料を引用・紹介された。意見交換の中では今後、李先生のご報告に対応する「日本の中国認識」について、同様な時期区分のもとで報告が用意されなければならないことが指摘され、また各時期の「中国の日本認識」には実は日本を鏡にして中国を映し出す「中国の中国認識(自己認識)」がよくあらわれているのではないかと(逆の「日本の中国認識」も中国を鏡にして日本を映し出すことになる)などの興味ある問題が出され、共同研究会の今後の課題とされた。

- (3) その他、「3・1独立運動」日韓シンポジウム(トヨタ財団助成、代表=笹川紀勝・国際基督教大学教授、日本側事務局長=内藤光博・専修大学助教授、専修大学会館国際会議室)について当研究会が共催し、石村所員が日本統治下の朝鮮警察制度に関して報告、内藤所員が司会を務めた。



「花岡事件」原告代表及び弁護団の記者会見(2000年11月29日)

2. 「花岡事件」戦後補償請求訴訟の和解に関する研究について

「花岡事件」とは、本月報の諸論稿が詳細に触れるように、中国大陸から日本軍によって強制連行され秋田県大館市の花岡鉦山（鹿島組経営）で苛酷な労働を強いられた中国人が、アジア太平洋戦争末期の1945年6月30日に遂に蜂起するにいたるまで重労働や暴行・虐待等により多数の死者を出した「事件」である。「花岡事件」は、鹿島組の後継会社である鹿島建設（現在は鹿島）と受難者との「共同発表」（1990年7月5日）を通じて、日本企業の責任を問いつ戦後補償を求めるその後の動きの嚆矢として注目を集めてきたことは周知のとおりである。

2000年11月29日の東京高裁（新村裁判長）による訴訟の画期的な意義は、本月報掲載の諸論稿によって、その戦後補償裁判全体における位置付け、本件和解に至る経緯と「信託」制度活用の“発見”、本件和解の法理論的な評価と法学界における課題等を論じることを通じて明確にされるであろう。

「花岡事件」訴訟に関しては、本研究会メンバーにより他の研究会で成果が発表されている。「アジア平和構想研究会」（小林直樹・研究参与が主宰、1992年以来年4回程度の研究会活動）の例会において、まず石村所員が「花岡事件の周辺」を発表したが、その報告では田中宏・松沢哲成編『中国人強制連行資料』を中心に、全体として135事業場にわたる中国人強制連行・強制労働のうち花岡鉦山では強制連行中国人労働者986人中418人死亡という異常な死亡率の高さを明らかにした。つづいて内藤所員は「花岡事件訴訟和解の意義」を報告したが、その中で特に信託法に基づく全体的解決の追求を法的に高く評価した。以上の2報告は、先述のとおり、本月報に研究成果として掲載される。

「花岡事件」原告代理人として、また「信託」の受け皿を引き受けた中国紅十字会の代理人として画期的な本件和解を導き出した新美 隆弁護士には、たとえば「花岡事件和解の経緯と意義」季刊戦争責任研究第31号（2001年春季号）などの論稿があるが、本件和解をめぐっては他に、梶村太郎「花岡事件 和解の意義と世界の潮流」週刊金曜日346号（2001. 1. 12）、戸塚悦朗「花岡事件、裁判上の和解成立」法学セミナー554号（2001. 2）などがあり、本月報の諸論稿と併せて参照していただきたい。

本件和解当日、新美弁護士は原告代表および他の弁護士とともに司法記者クラブで記者会見をされたが、その写真の提供を受けたので掲載しておきたい。なお、和解当日の原告代表および弁護団の記念すべき写真は、本月報掲載の新美弁護士の論稿の中に掲載されていることを付記する。